

鳥取県訓令第9号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
略					略				
2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所又は <u>県土整備事務所</u> に勤務する職員	略				2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所に勤務する職員	略			
3 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課、 <u>総合事務所</u> 及び <u>県土整備事務所</u> 以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	略				3 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び <u>総合事務所</u> 以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	略			
4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課、 <u>総合事務所</u> 及び <u>県土整備事務所</u> 以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの以外のもの	略				4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び <u>総合事務所</u> 以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの以外のもの	略			

略

図 略

略

図 略

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。